

田原市緑化推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、緑に囲まれた快適な生活環境づくりを推進するため、個人又は団体が行う緑化事業に要する経費に対し、交付する補助金に関して、必要な事項を定めるものとする。

（内容及び補助額）

第2条 補助金の交付の対象となる個人又は団体、対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする個人又は団体は、田原市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定をするものとする。

2 この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（決定の通知）

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに田原市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した個人又は団体に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた個人又は団体（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、田原市緑化推進事業補助変更等申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りではない。

（変更等の決定の通知）

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、田原市緑化推進事業補助変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市緑化推進事業補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、田原市緑化推進事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、田原市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、交付決定通知書又は変更等決定通知書に記載の交付決定金額と実績報告書に基づく交付確定金額が同一場合には、確定通知書の作成及び送付を省略するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、田原市緑化推進事業補助金請求書(様式第8号)に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。(1)

この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

(4) 実支出額が補助対象費に比べて減少した場合

(5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正

の行為があった場合

(遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(必要な指示等)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めのないものは、田原市補助金交付要綱並びに田原市補助金交付要綱に関する運用要領に定めるところによる。

2 この要綱の運用上前項に基づくことができない場合には、市長がその都度定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、効力を失う。

3 この要綱の施行に伴い、田原町生垣設置奨励補助金交付要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

別表

事業名	個人及び団体	事業内容	補助額・率	終期の設定
花壇設置奨励事業	市内の地域住民団体、教育関係団体及び企業団体	<p>地域の花壇の新設及び継続管理植付けは年2回以上</p> <p>※ただし、同一敷地内及び同一施設内での複数設置は除く。</p>	<p>年額</p> <p>10㎡以上～30㎡未満…15,000円</p> <p>30㎡以上～100㎡未満…20,000円</p> <p>100㎡以上～200㎡未満…30,000円</p> <p>200㎡以上 …40,000円</p>	平成32年3月31日
蔵王権現の森整備事業	蔵王権現の森育成協議会	<p>広く市民に良好な里山を開放するとともに、里山の魅力を啓発するための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権現の森の整備・維持 ・遊具等の自主管理 ・里山利用の啓発 	<p>必要経費の1/2以内</p> <p>限度額 300,000円</p>	平成32年3月31日

